

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県防災対策基本条例の一部改正)

第一条 広島県防災対策基本条例(平成二十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「学校」という。)の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第四十七条において「幼保連携型認定こども園」という)を加える。

第四十七条中「学校」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

(広島県税条例の一部改正)

第二条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第一百五十五条第一項第三号ロ(1)中「規定する学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を、「通学」の下に「、当該幼保連携型認定こども園の幼児若しくは乳児の通園」を加える。

(広島県立美術館条例の一部改正)

第三条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第五号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)

第五条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正）

第六条 広島県立県民の森設置及び管理条例（昭和四十六年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。
（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第七条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。
（広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正）

第八条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。
（広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部改正）

第九条 広島県立県民の浜設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。
（広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正）

第十条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。
（広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第十一条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例（平成四年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正）

第十二条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第十三条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正）

第十四条 広島県立産業会館設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第十五条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県都市公園条例の一部改正）

第十六条 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第八号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県県営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正）

第十七条 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部改正）

第十八条 広島県総合グラウンド設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正）

第十九条 広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「幼稚園（）」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（）」に改め、「」において、「」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。